

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会会議録

第一日（三月二十六日）



△案件

消防庁舎及び訓練施設等に関するについて

書記 佐藤 喜幸

△会場 川越地区消防局 三階講堂

” 武笠 浩  
” 岩 渕 巧

△出席委員

委員長	柿田 有一 議員	副委員長	菊地 敏昭 議員
委員	飯野 徹也 議員	委員	小峯 松治 議員
委員	吉野 郁恵 議員	委員	桐野 忠 議員
委員	明ヶ戸 亮太 議員	委員	関口 勇 議員
委員	小野澤 康弘 議員	委員	小ノ澤 哲也 議員
委員	片野 広隆 議員		

○開 会 午後零時五十四分  
○議 題

消防庁舎及び訓練施設等に関するについて  
柿田有一委員長 消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会は、定足数に達して  
おりますので、これより開会いたします。

直ちに会議を開きます。

審査に入ります前に、前回の会議の内容を確認いたします。

十月三日の会議では、川越地区消防組合新消防庁舎建設検討委員会の  
経過について、資料をもとに説明を受け、今後どのように調査を進める  
かを協議し散会いたしました。

以上が前回の会議の概要であります。

続いて、本日の特別委員会でありますが、お手元に配布しております  
特別委員会次第をごらんください。

まず、川越地区消防組合新消防庁舎建設検討委員会の検討状況につい  
てと川越地区消防局・川越北消防署新庁舎整備基本構想について理事者  
より説明を受け、今後どのように会議を進めるかを協議願ひ、特別委員  
会を閉じさせていただきます。

以上が本日の予定であります。

これより付議事件であります消防庁舎及び訓練施設等に関することに  
ついて審査に入ります。

川越地区消防組合新消防庁舎建設検討委員会の検討状況についてと川  
越地区消防局・川越北消防署新庁舎整備基本構想についてを一括議題と

△組合議会副議長

副議長 高橋 剛 議員

△組合議会議長

議長 小林 薫 議員

△説明のための出席者

消防局長	高野 春雄
次 長	岸 田 隆
総務課長	谷 島 忠雄

△委員会に出席した職員

書記長 田 宮 修

いたします。

説明を願います。

総務課長 御説明申し上げます。

初めに、川越地区消防組合新消防庁舎建設検討委員会の検討状況についてでございます。

川越地区消防組合新消防庁舎建設検討委員会の検討の状況につきまして、昨年十月からこれまでの経過を御説明申し上げます。

まず、昨年十月に開催された本特別委員会までの経過でございますが、川越地区消防組合新消防庁舎建設検討委員会での検討の途中経過として、検討体制の確認と現在の川越地区消防局・川越北消防署庁舎等に関する現状と課題を整理し、消防活動拠点施設としての基本的な考え方及び建設エリアの条件について検討の途中経過を御説明させていただきました。

続いて、その後の検討委員会の開催状況でございますが、当初、昨年の十一月六日に予定されておりましたが、十月に発生した台風二十一号による寺尾地区への被害により延期となり、その後、本年二月一日に開催されました。

次に、検討の内容でございます。

前回、本特別委員会で御説明いたしました候補地決定までの検討の流れでございますが、基本構想を決定し、基本構想に基づき候補地を決定する流れとなっておりますが、さきの御説明のとおり、昨年十月以降初めてとなる本年二月の検討委員会で基本構想(案)について検討を行いました。

なお、建設候補地等については検討に至らず、引き続き検討課題となっております。

続いて、検討委員会での基本構想(案)の決定までの経緯でございますが、本年二月の検討委員会におきまして基本構想(案)の確認作業を

行いました。内容につきましては、若干の文言の修正が必要となりましたが、検討委員会開催の調整が整わなかったため、事務局において修正した基本構想(案)を各委員へ提示したところ、意見はなく、委員長の承認を得て、この案を本委員会における決定稿とすることに決まりました。

続いて、本消防組合での決定までの経過でございますが、検討委員会での基本構想(案)の承認を得られたことにより、消防組合管理者による決裁を仰ぎ、川越地区消防局・川越北消防署新庁舎整備基本構想が決定となったものでございます。

以上が前回からの経過でございます。

続きまして、議題の(2)川越地区消防局・川越北消防署新庁舎整備基本構想についてでございます。

お手元の資料、川越地区消防局・川越北消防署新庁舎整備基本構想をごらんください。

初めに、二ページをごらんください。

一、川越地区消防局・川越北消防署の現状と課題でございます。

本基本構想でございますが、現在の川越地区消防局・川越北消防署庁舎は、昭和四十九年の建設から約四十二年が経過しており、現状を取り巻く課題は多岐に及んでおります。そのため本項はこれらの現状と課題について整理したものでございます。

次に、四ページをごらんください。

二、新庁舎整備の基本方針でございます。

本項では、現状と課題の整理を踏まえ、新庁舎整備に当たっての基本方針を四つに取りまとめております。

一つ目に、住民の安全・安心な暮らしを支える拠点となる庁舎、二つ目に、消防力の維持・向上が行える庁舎、三つ目に、誰もが使いやすく

開かれた庁舎、四つ目に、環境に配慮した機能的・経済的な庁舎でござい  
ます。

次に、五ページをごらんください。

三、消防活動拠点施設の基本的な考え方でございます。

本項では、現状と諸課題を踏まえ、基本方針の実現に向けて新庁舎整  
備の考え方を取りまとめております。

一つ目に、災害活動拠点としての考え方、二つ目に、訓練活動拠点と  
しての考え方、三つ目に、情報発信拠点としての考え方、四つ目に、住  
民啓発拠点としての考え方でございます。

次に、七ページをごらんください。

四、新庁舎に必要な機能でございます。

本項では、三、消防活動拠点施設の基本的な考え方で取りまとめた考  
え方により、新庁舎に必要な機能を五つに取りまとめております。

次に、十ページでございます。

五、新庁舎の整備計画でございます。

(1)では、庁舎移転と建てかえの必要性について取りまとめております。  
(2)では、新庁舎の規模と敷地面積について取りまとめております。  
ア、規模についてでございます。

川越市、川島町の消防活動拠点施設として機能させるため、地震など  
の災害に強い構造であるとともに、十分な広さ、利便性、また、これま  
でに検討した庁舎機能及び施設として十分な面積を有する規模としてお  
ります。

次に、イ、敷地面積でございます。

庁舎、車庫、訓練施設や備蓄施設などの敷地が必要となることから、  
面積につきましては十二ページをごらんください。一万五千方メートル  
から二万平方メートル程度の面積と見積もっております。

次に、(3)計画地でございます。

計画地につきましては、川越市及び川島町の消防活動拠点として効果  
的に機能するとともに、災害対策本部となる川越市、川島町の本庁舎と  
の連携が図れる場所とし、併設する川越北消防署の管轄区域となる伝統  
的建造物群保存地区及び川越北部地区地域への消防力を維持しつつ、川  
越市東部地域を包括的にカバーできる場所とすることを取りまとめてお  
ります。

以上、雑駁ではありますが、これまでの検討の経過と川越地区消防局  
・川越北消防署新庁舎整備基本構想の概要でございます。

説明につきましては、以上でございます。

柿田有一委員長 説明は終わりました。

(1)と(2)、関連しますので、一括ということで説明を願ったところでご  
ざいます。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等がありま  
したら発言をお願いいたします。この基本構想については、従来、皆さ  
んからも御意見いただいて、文言、文章として御提示いただきましたとい  
うこともありましたので、初めて今回提示させていただきましますので、質  
疑等あれば、ぜひ積極的に出していただければというふうに思います。

質疑、意見等はございますでしょうか。

吉野委員。

吉野郁恵委員 御説明ありがとうございます。

四ページと、あと六ページに入っております、四ページのほうで、誰  
もが使いやすい開かれた庁舎ということで、ユニバーサルデザインとい  
うことが表示してあります。で、六ページにも(4)のところに住民啓発拠  
点ということで、やはりここでもユニバーサルデザインというふうに書  
いてございますが、簡単に結構なんです、ユニバーサルデザインとい

総務課長

う特徴を教えてくださいただければと思います。  
御説明申し上げます。

ユニバーサルデザインにつきましては、検討委員会の中でも指摘がありました、二ページをごらんください。二ページの一番下のエの部分にバリアフリーという説明がございます。バリアフリーというのは、イメージしていただくと、段差がないだとかそういった、今の現庁舎をごらんになるとおわかりだと思えますが、スロープがないだとか、それから三階に上がってくるのにエレベーターがないだとか、そういった身体的機能ですか、そういったものに配慮がまだまだ欠けているというのが現状と課題で整理をさせていただきます、それを踏まえて、基本方針から言葉を、バリアフリーを含んだ、もっと包括的な意味でユニバーサルデザインという言葉に置きかえまして、そういった、今度は表示だとか、オリンピックでも話題になっておりますが、ピクトグラムのような、誰にでもその図柄を見ると何の機能であるか、何の施設であるかというのが理解しやすいような、そういうもつと包括的な広い意味での、使う方にとって使いやすいという意味を含めてユニバーサルデザインという言葉を使っております。

説明につきましては以上です。

吉野郁恵委員 ありがとうございます。

調べてみますと、文化、言語、国籍の違い、あと老若男女それぞれと障害能力のいかんを問わず利用することが出来る施設というふうに書いてございます。やはり表示とか、障害の方もできるということ、幅広くということ、はい、承知しました。

十二ページのほうで、今御説明がありました(3)の計画地についてなんですけれども、伝統的建造物群保存地区及び川越市北部地域への消防力を維持しつつとなりますと、大体、地域的にはある程度もう地域は限ら

れてしまうのでしょうか。  
消防局長 おっしゃるとおりでございます。

一応そういう形で、まだ決定には至っていないんですけれども、候補地は、一応ここから類推していくような形になると思われれます。以上です。

吉野郁恵委員 一万五千平米から二万平米ということですので、結構大きなまとまった地域となりますと、本当に限定されたところかなと思うんですけれども、そのところからまたこういったカバードできる地域というのもしろいろお決めになるのは大変かと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

柿田有一委員長 他に御質疑ございますか。

(「なし」と言う者がいる)

柿田有一委員長 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

以上で、川越地区消防組合新消防庁舎建設検討委員会の検討状況についてと川越地区消防局・川越北消防署新庁舎整備基本構想についてを終了いたします。

○今後の進め方について

柿田有一委員長 次に、今後の進め方についてを議題といたします。

(休憩)  
(再開)

柿田有一委員長 休憩中に御協議いたしましたとおり、川越地区消防組合新庁舎建設検討委員会における検討状況を見ながら建設用地の選定等について調査をすすめることで決定をいたします。

開催日については、検討状況を見ながら調整させていただきます。  
以上で今後の進め方についてを終了いたします。

○閉会中の特定事件については、地方自治法第百九条第八項の規定による継続審査  
とすることに決定した。

○閉 会 午後一時十四分